

手引き

野々市市防犯カメラ設置補助事業について

～ 町内会の皆様へ ～

野々市市総務部総務課

目 次

I	防犯カメラ設置事業補助金について	3
II	防犯カメラの設置	4
III	防犯カメラの維持管理	19
IV	Q & A	21

I 防犯カメラ設置事業補助金について

《補助金の概要》

区 分	内 容
補助対象事業	防犯カメラの設置にかかる以下の経費 ・ 機器購入費 ・ 工事費 ・ 「防犯カメラ作動中」などの表示制作費等 ※ 維持管理費（電気料、修理費等）は含みません。
補助対象団体	市内の町内会 ※ 申請のあった町内会のうち、犯罪情勢等を考慮した上で白山警察署と協議し、補助対象団体を決定します。
補助率等	・ 補助率 2 / 3 補助 ・ 限度額 20 万円
その他	・ 単年度の申請は、各町内会 1 回のみです。 ・ 同一町内会が複数年度にわたって補助の申請をすることもできます。 但し、市の予算に計上されていることが前提です。

《申請エントリーから補助金交付までの流れ》

- 1 申請エントリー → 実施町内会の決定（予算の範囲内）
- 2 補助金交付申請
- 3 補助金交付決定
- 4 防犯カメラ設置工事
- 5 設置完了報告書の提出
- 6 補助金請求、交付

Ⅱ 防犯カメラの設置

1 申込み

防犯カメラの設置にかかるエントリー（申込み）票を総務課防災安全係に提出して下さい。

- エントリー票の書き方は、5 ページを参考にして下さい。
- エントリー票を基に、白山警察署生活安全課と協議し、地域の犯罪情勢等を加味し、防犯カメラの設置により犯罪抑止効果が期待できるかを判断したうえで事業実施町内会を決定します。
- 事業実施町内会を決定した旨、当該団体に連絡しますので、連絡を受けましたら、補助金交付申請を市総務課防災安全係に行ってください。

野々市市防犯カメラ設置事業補助金にかかるエントリー（申込み）票

○年○月○日

野々市市長 あて

町内会名
代表者職氏名
連絡先

令和○年度野々市市防犯カメラ設置補助事業の補助申請について、エントリー（申込み）します。

記

1 防犯カメラの設置希望場所

野々市市○○町○○番地先

（別紙略図のとおり）

※地図の写し添付で結構です。

2 設置希望理由

簡潔にお書き下さい。

（例）

- ・最近、不審者がいると聞いており、子どもの遊び場や通学路があり不安であるため
- ・自転車が盗まれることが多いため
- ・空き巣や車上狙いが多いと聞き、防犯のため。
- ・ゴミ収集所があり、廃棄物が荒らされるケースが多いため

※ 防犯カメラの設置場所の選定にあたっては、犯罪抑止に効果的と考えられる場所について町内会で十分協議して下さい。

2 補助金交付申請

市から実施決定の連絡を受けた後に、補助金の交付申請書を総務課防災安全係に提出して下さい。

○ 補助金交付申請書の様式は、7 ページを参照して下さい。

《交付申請に必要な書類》

- 1 防犯カメラ設置事業補助金交付申請書（7 ページ参照）
- 2 事業計画書（8 ページ参照）
- 3 運用規程（10～11 ページ参照）
- 4 設置図
- 5 設置費に係る見積書
- 6 その他必要があると認める書類

設置場所への設置を管理者等が承認したことを証する書類の写し

区 分	書 類
民地に設置する場合	土地所有者等の防犯カメラ設置同意書
道路上に設置する場合	道路占用許可、道路使用許可
公園に設置する場合	公園施設設置許可

別記様式第1号（第7条関係）

年 月 日

野々市市長 宛

町内会名 _____

代表者の住所 _____

代表者職氏名 _____

連絡先 _____

防犯カメラ設置事業補助金交付申請書

野々市市防犯カメラ設置事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり申請します。

1 交付申請額 例 200,000円

*交付申請額は補助対象経費の3分の2を記載、100円未満切り捨て、消費税含む。

（補助対象経費 例 326,160円）

*補助対象経費は消費税含む。

2 着手予定日 年 月 日

完了予定日 年 月 日

3 添付書類

（1）事業計画書 *計画書の事業経費内訳欄の総事業費、補助金も上記金額と同様となります。

（2）運用規程

（3）設置図

（4）設置費に係る見積書

（5）その他必要があると認める書類

事業計画書

〇 〇 町内会

1 事業の目的	ゴミ等の持ち去りが多発している〇〇会館に防犯カメラを設置して、防犯協会等が行っている青色防犯パトロール等との相乗効果により、効果的な防犯活動の実施や街頭犯罪等の抑止を図る。										
2 事業の概要	① 防犯カメラの設置場所 野々市市〇〇町〇丁目〇番地先 ② 録画機器の設置場所 〇〇会館、公民館、集会所等 ③ 設置台数 防犯カメラ 1 台 S D カード内蔵型でモニターなし ④ カメラ等の機能等 別紙カタログのとおり										
3 事業の必要性	資源ゴミの持ち去りが多発しており、加えて深夜における不審者などの防犯対策のため。										
4 期待される効果	防犯カメラの撮影対象空間の近隣に居住する住民等の体感治安の向上、効果的な防犯活動の実施による街頭犯罪等認知件数の減少等様々な効果が期待される。										
5 事業の実施スケジュール	(工期・工事の施工業者等) R〇. 〇 〇〇 (業者) から防犯カメラ機器一式の購入 及び取付工事に係る契約の締結 R〇. 〇 取付工事開始 R〇. 〇 防犯カメラ設置完了 R〇. 〇 防犯カメラ運用開始										
6 事業に要する経費内訳	<table border="1"> <tr> <th rowspan="2">総事業費</th><th colspan="2">総事業費に係る負担区分</th></tr> <tr> <th>市補助金</th><th>自己負担額</th></tr> <tr> <td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr> </table>			総事業費	総事業費に係る負担区分		市補助金	自己負担額	円	円	円
総事業費	総事業費に係る負担区分										
	市補助金	自己負担額									
円	円	円									

《「運用規程」の策定》

- 野々市市では、防犯カメラを設置、利用するにあたって留意すべき事項についてガイドライン（「野々市市防犯カメラの設置及び利用に関するガイドライン」）を定め、防犯カメラの犯罪抑止への有用性と市民のプライバシーの保護との調和を図っています。
 - 今回の事業で設置する防犯カメラもガイドラインの適用対象となりますので、10～11 ページのひな形を参考に、ガイドラインに沿った運用規程を策定して下さい。
- 申請していただいた内容を審査し、補助金の交付が決定すると、補助金交付決定通知（12 ページ）が送られてきます。

運用規程（ 町内会）

（目的）

第1条 ○○町内会（※防犯カメラの設置者）は、○○町内に設置する防犯カメラについて、※あてはまるものを記載 →《子どもに対する声かけ事案、不審者の出没、器物損壊事案、ゴミの不法投棄》等の防止を図ることと、市民の容貌や行動をみだりに撮影されない等プライバシーの保護との調和を図り、適切な管理運営を行うことを目的とする。

（防犯カメラの設置概要）

第2条 防犯カメラは、別図の場所に○台設置する。

所在地	野々市市○町○丁目○番地
建物等名称	○○公民館、町内会館等

2 当該カメラはS Dカード内蔵型であり、モニター及び録画装置は設置しない。

（防犯カメラの設置及び利用）

第3条 防犯カメラの設置及び利用にあたっては、設置目的を達成するために、設置箇所及び撮影範囲が必要最小限となるようにし、特定の個人若しくは物を遠隔操作等で継続して追跡的に撮影することがないようにする。

2 防犯カメラの設置者（以下「設置者」という。）は、設置区域の入り口やその区域内の見やすい場所に、次の事項を表示する。

- ① 「防犯カメラ作動中」の防犯カメラを設置し作動させている旨
- ② 設置者名（○○町内会）

（防犯カメラの管理責任者等の指定）

第4条 設置者は、その適切な管理を図るため、管理責任者を指定する。

- 2 管理責任者は、町内会長とする。
- 3 管理責任者は、防犯カメラ機器の操作や画像の視聴等を行う取扱者を指定し、管理責任者及び取扱者以外の者の操作を禁止する。
- 4 取扱者は、《副町内会長》とする。

（画像の保存及び取扱い）

第5条 設置者、管理責任者及び取扱者（以下「設置者等」という。）は、画像の漏えい、滅失、き損、流失、改ざん防止等の安全管理のため、次の措置を講ずるものとする。

- ① 画像は撮影時のままで保存することとし、加工してはならない。
- ② 画像が記録された媒体は、保護された場所で厳重に管理し、第6条に定める場合を除き、外部へ持ち出してはならない。また、記録媒体

を持ち出す場合は、盗難・紛失等に留意しなければならない。

- ③ 画像の保存期間は、○日（必要最小限の期間）とする。
- ④ 保存期間が経過した画像は、自動で消去する。
- ⑤ 画像の記録媒体の廃棄は、読み取りが物理的に行えないよう、破砕、裁断等の処理、又は当該媒体に記録された画像を復元不可能な方法により消去する。

（画像の利用及び提供の期限）

第6条 設置者等は、画像を設置目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- ① 法令に基づく場合。
- ② 捜査機関から、犯罪捜査目的による要請を受けた場合。（画像を提供するときは、文書による要請があったときとする。）
- ③ 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められる場合。
- ④ 画像から識別される本人の同意がある場合。又は本人へ提供する場合。

（苦情の処理）

第7条 苦情や問い合わせには、設置者等が適切かつ迅速な対応に努めるものとする。

（その他）

第8条 設置者は、防犯カメラ機器の維持管理及び廃止後の撤去に関しても、適切に対処するよう努めなければならない。

- 2 この基準に記載されていない事項については、「野々市市防犯カメラの設置及び利用に関するガイドライン（平成26年4月1日施行）に準じて取り扱うこととする。

附則 この規程は、令和 年 月 日から施行する。

別記様式第2号（第8条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

野々市市長

印

防犯カメラ設置事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のありました防犯カメラ設置事業補助金について、次のとおり補助金を交付することに決定したので、野々市市防犯カメラ設置事業補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

1 補助金交付決定額 _____ 円

2 補助の条件

- （1）補助金は、当該補助の目的以外に使用してはならない。
- （2）設置が完了したときは、速やかに設置完了報告書を提出すること。
- （3）交付申請の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、市長の承認を受けること。

3 防犯カメラ設置完了報告書の提出

設置完了後、防犯カメラ設置完了報告書を総務課防災安全係に提出して下さい。

- 防犯カメラ設置完了報告書は、14 ページの様式です。

《実績報告に必要な書類》

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 防犯カメラ設置完了報告書（第3号様式）・ 設置費に係る請求書の写し・ 設置費に係る領収書の写し・ 完成写真 |
|--|

- 防犯カメラの設置等は、年度をこえないよう速やかに完了して下さい。
（申請年度内に補助金を交付する予定のものです。）
- 提出した領収書の原本は、3年間保管して下さい。

別記様式第3号（第9条関係）

年 月 日

野々市市長 宛

町内会名 _____

代表者職氏名 _____

防犯カメラ設置完了報告書

年 月 日付文書番号で交付決定のあった防犯カメラの設置が完了したので、次のとおり報告します。

1 工事実施期間 着手 年 月 日

完了 年 月 日

2 総工事費 円

3 設置数

4 添付書類

- （1）設置費に係る請求書の写し
- （2）設置費に係る領収書の写し
- （3）完成写真

4 経費の支払い

防犯カメラ設置工事完了報告書には事業にかかった経費の領収書の写しが必要です。

- 補助の対象とする経費には、完了報告時に領収書の写しを添付して下さい。なお、領収書の原本は、必ず3年間保管して下さい。
- 補助の対象となるのは、年度内に事業を実施し、年度内に支払いが終わっている経費です。
年度内に実施した事業の経費でも、支払い日が翌年度になっている領収書の経費は補助対象となりませんのでご注意ください。
- 添付していただく領収書の写しにはいくつかの注意点があります。
次の「領収書の注意点」を参考にして下さい。

領収書の注意点

- 領収書のあて名は、「補助金を申請した町内会名（例：〇〇町内会）」等として下さい。他の団体や個人名ではいけません。
- 領収書は何の経費かわかるように、具体的な内訳を記載して下さい。「防犯カメラ経費一式」等内訳のわからない記載ではいけません。
- 領収書に内訳が書かれていない場合は、領収書と併せて「明細書」や「明細が分かる請求書」を添付して下さい。
- どうしても内訳がわかるものがない場合は、内訳書を作成して添付していただくか、領収書の欄外等に内訳を補記して下さい。
- 振り込みで支払いした場合は領収書がありませんので、「振り込み書の控え」に「明細が分かる請求書」を添付して下さい。
請求書で、明細がわからない場合は、請求書の欄外に内訳を補記していただくか内訳書を作成して下さい。

【内訳書 作成例】

内 訳 書		
令和 年 月 日 (株) ○○発行の○○○,○○○円分領収書		
・防犯カメラ	1 台	円
・設置工事費		円
・表示看板制作費	1 枚	円

(注) 内訳書の様式や書き方に特に決まりはありませんが、「どの領収書の内訳かわかるようにする」「品名、単価、個数などがわかるようにする」の2点に注意して下さい。

【内訳補記 記載例】

領 収 書	
令和 年 月 日	
○○町内会 様	
金○○○,○○○円	
ただし、防犯カメラ設置費として	
株式会社○○	
(内訳補記) ・防犯カメラ 1 台 円 ・設置工事費 ○○○,○○○円	

(注) 領収書の欄外に内訳を補記する場合は、補記であることがわかるように「内訳補記」などの記載をして下さい。

5 請求書の提出

設置完了報告書を提出後、請求書を総務課防災安全係へ提出して下さい。

- 補助金に係る請求書を提出していただくと、指定された口座に補助金が振り込まれます。
- 請求書の様式は、18 ページのとおりです。

別記様式第 4 号（第 9 条関係）

請 求 書

金 _____ 円

上記の金額を防犯カメラ設置事業補助金として請求します。

年 月 日

野々市市長 宛

町内会名 _____

代表者の住所 _____

代表者職氏名 _____ 印

振込先

金融機関名	本支店名	預金種目	口座番号	口座名義人
銀 行	本店	普通		ﾌｨｶﾞﾅ
信用金庫	支店	当座		
農 協				

Ⅲ 防犯カメラの維持管理

(1) 保守管理経費

防犯カメラには様々な部品が使われていますが、長期間の使用により部品の劣化が進み、運用に支障をきたすことがあります。

機種を選定を行う際に、部品の寿命や交換等にかかる費用、品質保証期間、故障の場合の対応、適切に運用するために必要な点検の頻度や点検にかかる費用等を確認することが大切です。

(2) 電気代

民有地や公園に設置する場合などにおいて、同一敷地（柱）内に既に電気需給契約を締結していると、原則として既電気需給契約と防犯カメラの需給契約を分けて締結することはできません。

電気需給契約に関する具体的な取り扱いについては、お近くの北陸電力営業所までお問い合わせ下さい。

(3) 電柱に設置する場合

北陸電力所有の電柱へ共架する場合は北陸電気送配電への申請が必要です。

(4) 許可の更新期間

道路上に設置している場合	【道路占用許可・道路使用許可の更新】 設置から <u>数年</u> ごとに許可の更新が必要
公園に設置している場合	【公園施設設置許可の更新】 設置から <u>数年</u> ごとに許可の更新が必要

※更新期間は申請時に確認し、引継事項とするとよいでしょう。

(5) 点検

防犯カメラを設置したら、年に1度は業者又は事業実施町内会自らによる防犯カメラの点検を行って下さい。

壊れた防犯カメラがそのままになっていると、

- まちが荒れて見え、犯罪につながる。
- 壊れた防犯カメラが落下するおそれがあり危険。
- 専用のポール等独立柱に設置してある場合、ポール等の倒壊の危険

性がある。
等が考えられます。

(6) 事故の場合の賠償等

防犯カメラの落下等によって自動車や人に損害を与えてしまった場合、その防犯カメラを管理している地域の管理責任が問われ、賠償責任を負うことになります。

防犯カメラの設置にあたり、そういった可能性も検討していただき、必要と判断された場合には保険の加入をご検討下さい。

(7) 問合せ・苦情への対応

防犯カメラの設置、運用に関し、様々な方面から問合せやご意見等が寄せられることが想定されます。

対応に困った場合には、総務課防災安全係にご相談いただきますよう、お願いします。

IV Q & A

Q 1 町内会が町内に防犯カメラを設置しようとする場合、補助金を利用しての設置可能台数は何台になりますか。

A 1 1町内会の限度額は20万円ですが、予算を超えて町内会負担で設置することも可能です。

Q 2 センサーライトやダミー防犯カメラを設置するときの上限額はありますか。

A 2 ダミー防犯カメラの設置にあたっては、ダミーであることがわかってしまうと犯罪抑止効果が低下する可能性があります。地域においては、その上で設置の判断をしていただきますようお願いします。

センサーライトやダミー防犯カメラは防犯カメラの附属物となりますので、限度額20万円を超える部分は町内会負担となります。

Q 3 維持管理費は補助の対象となりますか。

A 3 維持管理費は補助の対象となりません。

ただし、防犯カメラの移設費は補助の対象となります。

Q 4 防犯カメラを設置するにあたって、設置したい場所の土地所有者等の同意のほかに、どのような手続きが必要ですか。

A 4 防犯カメラを設置する場所の土地所有者等の同意のほか、撮影範囲に含まれる周辺住民への説明等が必要です。また、民地ではなく道路上に設置する場合には道路占用許可や道路使用許可を取得する必要があります。公園に設置する場合には、公園施設への設置許可を得ていただく必要があります。詳しい手続きについては、各管理者へお問い合わせ下さい。

Q 5 道路占用許可、道路使用許可はどのように申請すればいいのですか。

A 5 道路占用許可については、対象が市道の場合は建設課、県道の場合は石川土木総合事務所で申請できます。道路使用許可については白山警察署で申請となります。詳しい手続きについては、各担当部署へお問い合わせ下さい。

Q 6 防犯カメラの設置を廃止するときは、どのような手続きをすればいいですか。また、事業廃止の際に利用できる補助金はありますか。

A 6 防犯カメラの設置についてやめることの地域の合意を得ていただいたあと、原状復帰する旨、総務課防災安全係までご連絡下さい。また、廃止の際の補助金はありません。